

介護予防通所サービス 料金表

(2024年4月～)

1 基本サービス料金

	週1回利用 (月あたり)	週2回利用 (月あたり)
サービス利用料金	17,980円	36,210円
自己負担額(1割)	1,798円	3,621円
自己負担額(2割)	3,596円	7,242円
自己負担額(3割)	5,394円	10,863円

1-② 基本サービス【サービス提供体制加算Ⅲ】

	週1回利用 (1月あたり)	週2回利用 (1月あたり)
サービス利用料金	240円	480円
自己負担額(1割)	24円	48円
自己負担額(2割)	48円	96円
自己負担額(3割)	72円	144円

2 加算対象サービス料金

	生活機能向上グループ活動加算 (1月あたり)	生活機能向上連携加算 (1月あたり)	科学的介護推進加算 (1月あたり)
サービス利用料金	1,000円	2,000円	400円
自己負担額(1割)	100円	200円	40円
自己負担額(2割)	200円	400円	80円
自己負担額(3割)	300円	600円	120円

3 介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算

上記合計金額に5.9%相当の処遇改善加算及び1.0%相当の特定処遇改善加算、1.1%相当の介護職員等ベースアップ等支援加算が加わります。

4 送迎を実施しなかった場合

自ら通う場合や家族が送迎を行う場合などは、片道につき 47 円（自己負担額 1 割の場合）が減額となります。

5 その他

- 契約者がまだ要支援認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（これを償還払いと言います）
- 介護予防サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合は、事業者は、契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- 契約者に提供する食事の材料に係る費用は別途徴収します。
- 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、契約者の負担額を変更します。